

令和7年佐賀県警察運営指針及び活動重点

佐賀県公安委員会と佐賀県警察では「令和7年佐賀県警察運営指針及び活動重点」を定めました。これに基づき、県民の皆様の安全で安心な暮らしを守るための様々な警察活動を行ってまいります。

運営指針

県民の期待と信頼に応える力強い警察

～安全安心を実感できる佐賀県を目指して～

活動重点

● 交通マナーアップと交通事故抑止対策の推進

「やめよう！佐賀のよかろうもん運転」を旗印に、広報啓発、指導取締り、交通環境の整備、運転者・歩行者の安全教育を推進するなど、県民の交通マナーアップと交通事故の抑止に向けた対策を進めます。

● 県民の安全安心確保のための犯罪抑止対策の推進

ストーカー、DV、虐待等の被害防止に向け、相談への適切な対応や関係機関との緊密な連携を図るとともに、二セ電話詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺等の抑止のための広報啓発や情報発信等の対策を進めます。

● サイバー空間の安全を確保するための対策の推進

サイバー空間におけるサービスを悪用した犯罪等の被害防止対策や捜査を進めるとともに、サイバー捜査員の育成等、組織基盤の一層の強化を図り、サイバー空間の安全を確保するための対策を進めます。

● 重要犯罪等の徹底検挙と組織犯罪対策の推進

殺人、強盗、不同意性交等の凶悪事件や身近に発生する窃盗、詐欺等の犯罪を徹底検挙するとともに、暴力団、匿名・流動型犯罪グループ等の犯罪組織や覚醒剤・大麻等の薬物事犯に対する取締り等の対策を進めます。

● テロ・災害をはじめとする緊急事態対策等の推進

テロ等重大事案の未然防止、災害等への備えのため、関連情報の収集・分析、関係機関等との連携強化、実戦的訓練による対処能力の向上等、情勢に応じた警備諸対策を進めます。

